

自動車税減免決定通知書
〈圧着はがき式〉作成業務委託仕様書

令和8年8月
税 務 課

目 次

- 1 委託業務の概要
- 2 減免決定通知用紙の作成
- 3 プリント用データの仕様
- 4 用紙へのプリント
- 5 減免決定通知の圧着作業
- 6 納品等
- 7 作業テスト等
- 8 作業日程
- 9 その他

- (資料 1) 用紙の見本
- (資料 2) 用紙の規格
- (資料 3) プリント用データ仕様書
- (資料 4) プリント用データレコード仕様書
- (資料 5-1) プリントレイアウト
- (資料 5-2) 印字仕様表
- (資料 6) 業務日程
- (別 表) 作成予定数量一覧

自動車税減免決定通知書〈圧着はがき式〉作成業務委託仕様書

1 委託業務の概要

- (1) 自動車税減免決定通知書〈圧着はがき式〉（以下「減免決定通知書」という。）用紙の作成
- (2) 減免決定通知書用紙へのプリント（減免決定通知書用紙へのプリント項目の印字）
- (3) 減免決定通知書の圧着作業
- (4) 減免決定通知書の封入封緘
- (5) 納品等

2 減免決定通知書用紙の作成

受託業者は、次により減免決定通知書用紙を作成する。

- (1) 見本 …………… 資料1のとおり
- (2) 用紙の規格 …………… 資料2のとおり
- (3) 作成数量 …………… 別表「作成予定数量一覧」のとおり

3 プリント用データの仕様

委託者は、次によりLGWAN等のネットワークを利用して納税通知書プリント用データ（以下「データ」という。）の引き渡しを行う。この場合、敷設・運用通信費用はすべて受託業者負担とする。（LGWAN等のネットワークを利用した伝送のほか、プリント用の光磁気ディスク（以下「MO」という。）を作成し、税務課システム分室（農林庁舎4階）において受託業者に引き渡しを行う方法も可能とする。引き渡しには施錠が行えるケースを使用し、ケースは受託業者が準備するものとする。以下同様とする。）

- (1) データ仕様書 …………… 資料3のとおり
- (2) レコード仕様書 …………… 資料4のとおり

4 用紙へのプリント

受託業者は、3で引き渡しを受けたプリント用データにより、2で作成した減免決定通知書へ、漢字プリンタによりプリントする。

プリント項目、印字位置等については、次のとおりである。

- (1) 減免決定通知書プリントレイアウト …………… 資料5-1のとおり
- (2) 減免決定通知書印字仕様（令和9年度版） …… 資料5-2のとおり

※ 一部印字箇所について、別途固定値を指示する。

5 減免決定通知書の圧着作業

減免決定通知書は、プリント後、資料1で図示する折り線の位置で三つ折りし、接着等の加工を行う。このとき、次の条件を満たすこと。

- (1) 日本郵便株式会社の内国郵便約款（平成24年10月1日）に規格及び様式が規定されている私製する通常葉書として適合するはがきであること。
- (2) 資料1で図示するA面がはがきの表に、D面がはがきの裏になること。
- (3) 資料1で図示するB面とC面及びE面とF面は接着されており、はがきの整理、郵送等の過程で通常加えられる力によっては、決して剥離しないこと。
- (4) B面とC面の接着面には、防水加工が施されており、意図して剥離しようとした場合は、その面に記載された文字などの印刷の鮮明度が損なわれることなく容易に剥離でき、かつ、別に糊を付着させない限り、再接着しないこと。

6 納品等

(1) 納品

受託業者は、圧着した減免決定通知書を、県税事務所ごとに梱包して納品する。なお、DV対象分がある場合は、別束に分け、DV対象分であることが分かるように梱包材等に明記すること。

(2) 返却及びデータ消去

受託業者は、次のものを委託者に返却する。

また、委託者から提供したデータは委託者から別途指示がない限り、業務完了から3ヵ月以内に消去し、消去したことを委託者に報告すること。

ア 未使用、プリントミス及び圧着ミスの減免決定通知書（2箱）

（未使用品について、再作成用として納品時に最低1000部をバースト処理して返却すること）

イ プリント用MO（使用した場合）

(3) 納品及び返却場所

税務課システム分室（農林庁舎4階）

7 作業テスト等（日程については後日確定する。）

(1) テストプリント

受託業者は、委託者から引き渡しを受けたテストプリント用データにより、減免決定通知書100枚のテストプリントを行い、そのうち50枚（全ての県税事務所を含む）について、下記(2)の圧着テストを行わず納品する。

(2) 圧着テスト

上記(1)のテストプリントをした減免決定通知書の残り50枚（全ての県税事務所を含む）については、圧着して納品する。

(3) 納品場所

税務課システム分室（農林庁舎4階）

8 作業日程

資料6のとおり

郵便はがき

〒	0570	(064) 531					
---	------	-----------	--	--	--	--	--

令和 年 月 日

様

広島県知事



減免決定通知書

様

の令和 8 年度自動車税の減免について、次のとおり決定しました。

整理番号	令和 8 年度 第 号
当初の税額	減免する税額
円	円
	差引税額
	0円

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

有効期限	令和 9 年 5 月 30 日	登録番号	
		車台番号(下7桁)	

上記の自動車について減免につき課税がないことを証明します。

令和 年 月 日
広島県

県税事務所長



注 登録番号及び車台番号が、***とされているものは、無効です。

広島県 県税事務所長

〒

電話

●自動車税テレホンサービス(24時間音声ガイダンス)
0570(064)531 ※IP電話一部のダイヤル回線からはご利用できません。

こちらからゆくりとはがしてご覧ください。

水に濡れているときは乾燥させてから開封してください。

A 面

郵便はがき

〒	0570	(064) 531					
---	------	-----------	--	--	--	--	--

令和 年 月 日

様

広島県知事



減免決定通知書

様

の令和 8 年度自動車税の減免について、次のとおり決定しました。

整理番号	令和 8 年度 第 号
当初の税額	減免する税額
円	円
	差引税額
	0円

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

有効期限	令和 9 年 5 月 30 日	登録番号	
		車台番号(下7桁)	

上記の自動車について減免につき課税がないことを証明します。

令和 年 月 日
広島県

県税事務所長



注 登録番号及び車台番号が、***とされているものは、無効です。

広島県 県税事務所長

〒

電話

●自動車税テレホンサービス(24時間音声ガイダンス)
0570(064)531 ※IP電話一部のダイヤル回線からはご利用できません。

こちらからゆくりとはがしてご覧ください。

水に濡れているときは乾燥させてから開封してください。

お知らせ

自動車税の減免を受けた方は、その車を買換えるまで次のような簡単な手続で継続して減免を受けることができます。この通知はこれによって減免決定したことのお知らせです。

- 1 自動車税が初めて減免された年度から、毎年1月下旬に県税事務所から照会の文書を送付します。
- 2 その文書の返信により、既に減免の申請をした事項(障害の程度、自動車の使用状況等)に変更があったかどうか回答していただきます。
- 3 報告期限までに回答があったもののうち、減免申請事項に変更がなかった場合又は変更があっても減免の対象となる場合については、回答をもって翌年度の減免申請とみなして、引き続き減免の取扱いをします。ただし、変更の内容によっては、再度手続をしていただく場合があります。

減免の対象を満たす場合で、移転(名義変更)登録により自動車を取得されたときは、翌年度に自動車税の減免申請を県税事務所にしていただくことになります。

この通知について、疑問の点がありましたら、表に記載の県税事務所へお尋ねください。

自動車税の納付確認の電子化に伴い継続検査及び構造等変更検査時の納税証明書の提示が省略できます。左面下段の納税証明書は、継続検査及び構造等変更検査を受けられる際の納付確認のために自動車検査証と一緒に保管されると便利です。

※裏面にも大切なお知らせがありますので御覧ください。

C 面

お知らせ

自動車税の減免を受けた方は、その車を買換えるまで次のような簡単な手続で継続して減免を受けることができます。この通知はこれによって減免決定したことのお知らせです。

- 1 自動車税が初めて減免された年度から、毎年1月下旬に県税事務所から照会の文書を送付します。
- 2 その文書の返信により、既に減免の申請をした事項(障害の程度、自動車の使用状況等)に変更があったかどうか回答していただきます。
- 3 報告期限までに回答があったもののうち、減免申請事項に変更がなかった場合又は変更があっても減免の対象となる場合については、回答をもって翌年度の減免申請とみなして、引き続き減免の取扱いをします。ただし、変更の内容によっては、再度手続をしていただく場合があります。

減免の対象を満たす場合で、移転(名義変更)登録により自動車を取得されたときは、翌年度に自動車税の減免申請を県税事務所にしていただくことになります。

この通知について、疑問の点がありましたら、表に記載の県税事務所へお尋ねください。

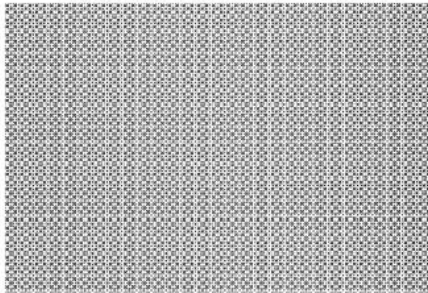
自動車税の納付確認の電子化に伴い継続検査及び構造等変更検査時の納税証明書の提示が省略できます。左面下段の納税証明書は、継続検査及び構造等変更検査を受けられる際の納付確認のために自動車検査証と一緒に保管されると便利です。

※裏面にも大切なお知らせがありますので御覧ください。

表
面

資料
1

○ (注)1 この通知に係る処分について不服がある場合は、この
○ 処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月
○ 以内に広島県知事に対して審査請求をすることができます。
○ また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対
○ する裁決を経た後でなければ提起することはできません
○ が、裁決を経た後は、その裁決のあったことを知った日
○ の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者：広島
○ 県知事）を被告として、広島地方裁判所に対して、この
○ 処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
○ ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても
○ 裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行に
○ より生じる著しい損害を避けるために緊急の必要がある
○ ととき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があ
○ ると認められるときは、この処分の取消しの訴えを提起
○ することができます。

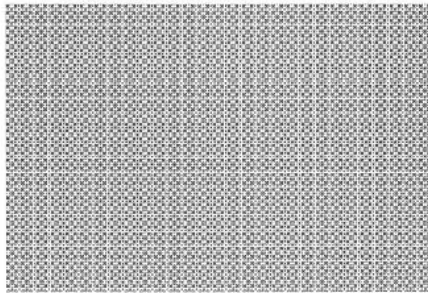


OPEN ← こちらからゆっくりとはがしてご覧ください。
水に濡れているときは乾かしてから開封してください。

E 面

F 面

○ (注)1 この通知に係る処分について不服がある場合は、この
○ 処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月
○ 以内に広島県知事に対して審査請求をすることができます。
○ また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対
○ する裁決を経た後でなければ提起することはできません
○ が、裁決を経た後は、その裁決のあったことを知った日
○ の翌日から起算して6か月以内に、広島県（代表者：広島
○ 県知事）を被告として、広島地方裁判所に対して、この
○ 処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
○ ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても
○ 裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行に
○ より生じる著しい損害を避けるために緊急の必要がある
○ ととき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があ
○ ると認められるときは、この処分の取消しの訴えを提起
○ することができます。



OPEN ← こちらからゆっくりとはがしてご覧ください。
水に濡れているときは乾かしてから開封してください。

裏
面

資料
1

自動車税減免決定通知書〈圧着はがき式〉用紙の規格

項 目		規 格
用紙サイズ（インチ）		縦 6 × 横 13
送り穴（ピンホール）		シングル 両方
横ミシン		無（バースター用のみ）
縦ミシン		2 本 （圧着作業用）
紙質		N I P
連重		9 0 kg重
刷り方		両面
印刷色	表	黒、朱色
	裏	黒
備考 1 用紙の仕様の留意点 圧着式はがきの用紙とするもので、左右のピンホールを取り除き圧着した後の規格が、日本郵便株式会社の内国郵便約款（平成 2 4 年 1 0 月 1 日）に規定する「私製葉書の規格及び様式」に適合するものであること。 2 送り穴 漢字プリンタに同じ 3 事前印刷（プレプリント）用インク 酸化重合乾燥形インク 熱硬化形インク 紫外線硬化形インク 4 公印の刷り込みあり なお、印影は納品時に必ず返却すること 5 校正 最低 1 回		

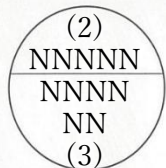
プ リ ン ト 用 デ ー タ 仕 様 書

名 称	自動車税減免決定通知書〈圧着はがき式〉 プリント用データ
ファイル名	J J F M 1 0 0

項 目	仕 様
記録容量	6 4 0 MB（MO使用の場合）
使用コード	J I S 8，S－J I S
レコードサイズ	5 2 0 バイト
データ改行	無
備 考 種類 DV非対象分 J J F M 1 0 0 DV対象分 J J F M 1 0 0 _ 0 1	

	ファイル・DB設計 (ファイル設計)	ワークシート	レコード仕様書					作成 承認	岡田(変) 福田(変)	作成日 変更日	H10.3.31 H20.12.28	P.	
業務名称	自動車税		レコード名称	減免決定通知書印刷用レコード					レコード仕様書名	JJRM100			
			9	32 34 36 40 42 46 48 50					80				
項番	日本語名(項目名)	再定義	レベル	データ名(記号項目名) (20文字以内)	属性 (T)	長さ	反復 回数	A	その他属性の内容	現システムファイル			備 考
										所在	項目名称	印	
1	減免決定通知書印刷用レコード		01	GNM-KTI-TTS-IST-REC				*	PGM・JJJB2330で作成		CJ325		
2	取扱局		03	TRA	N	4		*	取扱局(県税情報サブより取得)	1			
3	料金支払区分		03	RYO-SHR-KBN	N	2		*	料金支払区分(県税情報サブより取得)	9			
4	発付年月日		03	HPP-YMD				*	発付年月日(5月25日あとたおし)				
5	年		05	HPP-YYY	X	2		*	年	13			
6	月		05	HPP-MMM	X	2		*	月	15			
7	日		05	HPP-DDD	X	2		*	日	17			
8	納税者情報		03	NZS-JYH				*	納税者情報				
9	郵便番号		05	NZS-YBN-BNG	X	7		*	郵便番号(‘ー’を含んでいない)	19			
10	漢字住所1		05	KNJ-JYS-001	N	22		*	漢字住所1(共通サブで左詰め)	26			
11	漢字住所2		05	KNJ-JYS-002	N	22		*	漢字住所2(共通サブで左詰め)	70			
12	漢字住所3		05	KNJ-JYS-003	N	22		*	漢字住所3(共通サブで左詰め)	114			
13	漢字氏名1		05	KNJ-SIM-001	N	22		*	漢字氏名1(左詰編集済)	158			
14	漢字氏名2		05	KNJ-SIM-002	N	22		*	漢字氏名2(右詰編集済)	202			
15	漢字登録番号1		03	KNJ-TRK-BNG-001				*	漢字登録番号(サブルーチンにて取得)				
16	陸運1		05	KNJ-TRK-RKU-001	N	2		*	陸運1	246			
17	車種1		05	KNJ-TRK-SHS-001	N	3		*	車種1	250			
18	カナ1		05	KNJ-TRK-KNA-001	N	1		*	カナ1	256			
19	連番1		05	KNJ-TRK-RBN-001	N	4		*	連番1	258			
20	漢字登録番号2		03	KNJ-TRK-BNG-002				*	漢字登録番号2(登録番号)				
21	陸運2		05	KNJ-TRK-RKU-002	N	2		*	陸運2	266			
22	車種2		05	KNJ-TRK-SHS-002	N	3		*	車種2	270			
23	カナ2		05	KNJ-TRK-KNA-002	N	1		*	カナ2	276			
24	連番2		05	KNJ-TRK-RBN-002	N	4		*	連番2	278			
25	登録番号		03	TRK-BNG				*	登録番号				
26	連番		05	TRK-RBN	X	4		*	連番	286			
27	整理番号		03	SEI-BNG				*	整理番号				
28	県税コード		05	KNZ-COD	X	2		*	県税コード	290			
29	連番		05	SEI-RBN	X	4		*	連番(県税毎の連番)	292			クレジット
30	当初税額		03	TSY-ZGK	X	7		*	当初税額	296			
31	減免後税額		03	GNM-ATO-ZGK	X	7		*	減免後税額	303			税額と同じ
32	県税情報		03	KNZ-JYH				*	県税情報(県税情報テーブルより取得)				
33	事務所名		05	KNZ-JMS-MEI	N	3		*	事務所名	310			
34	郵便番号		05	KNZ-YBN-BNG	X	8		*	郵便番号(‘ー’を含む)	316			
35	F I L L E R		05	FILLER	X	1		*	F I L L E R	324			
36	住所		05	KNZ-JYS	N	17		*	住所	325			
37	F I L L E R		05	FILLER	X	6		*	F I L L E R	359			
38	電話番号		05	KNZ-TEL-BNG	X	13		*	電話番号	365			
39	税務局名称		03	ZKY-MEI	N	10		*	税務局名称				
40	バーコード変換用データ		03	BAR-HKN-DAT	X	22		*	バーコード変換用データ				
41	バーコード印刷用外字データ		03	BAR-GI-DAT	N	46		*	バーコード印刷用外字データ				
42	車台番号		03	SDY-BNG	X	7							
43	F I L L E R		03	FILLER	X	2		*	F I L L E R				

郵便はがき



(9) X X X X X X X

(10) N {22} N
(11) N {22} N
(12) N {22} N
(13) N {22} N
(14) N {22} N

(40) X {22} X 様

(33) 広島県 NN 県税事務所長

(34) 〒 999-9999
(36) N {17} N
電話 999-999-9999 (38)

●自動車税テレホンサービス(24時間音声ガイダンス)
0570(064)531 ※IP電話一部のダイヤル回数からはご利用できません。

こちらからゆっくりとはがしてご覧ください。
水に濡れているときは乾燥させてから開封してください。

令和 NN 年 NN 月 NN 日
(10) N {22} N
(11) N {22} N
(12) N {22} N
(13) N {22} N
(14) N {22} N 様

広島県知事



減免決定通知書

(15) N {19} N の令和 8 年度自動車税の減免について、次のとおり決定しました。

(27)

整 理 番 号	令 和 8 年 度 第 XXXXXX 号	
当 初 の 税 額	減免する税額	差 引 税 額
(30)XXXXXXXX 円	(31)XXXXXXXX 円	0 円

自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

有効期限	令和 9 年 5 月 30 日	登録番号 (20) N {10} N
		車台番号(下 7 桁) (42) X {7} X

上記の自動車について減免につき滞納がないことを証明します。

令和 NN 年 NN 月 NN 日

広島県 NN 県税事務所長



注 登録番号及び車台番号が、****となっているものは、無効です。

お知らせ

自動車税の減免を受けた方は、その車を買換えるまで次のような簡単な手続で継続して減免を受けることができ、この通知はこれによって減免決定したことのお知らせです。

- 1 自動車税が初めて減免された年度から、毎年 1 月下旬に県税事務所から照会の文書を送付します。
- 2 その文書の返信により、既に減免の申請をした事項(障害の程度、自動車の使用状況等)に変更があったかどうか回答していただきます。
- 3 報告期限までに回答があったもののうち、減免申請事項に変更がなかった場合又は変更があっても減免の対象となる場合については、回答をもって翌年度の減免申請とみなして、引き続き減免の取扱いをします。ただし、変更の内容によっては、再度手続をしていただく場合があります。

減免の対象を満たす場合で、移転(名義変更)登録により自動車を取得されたときは、翌年度に自動車税の減免申請を県税事務所にしていただくことになります。

この通知について、疑問の点がありましたら、表に記載の県税事務所へお尋ねください。

自動車税の納付確認の電子化に伴い継続検査及び構造等変更検査時の納税証明書の提示が省略できます。左面下段の納税証明書は、継続検査及び構造等変更検査を受けられる際の納付確認のために自動車検査証と一緒に保管されると便利です。

※裏面にも大切なお知らせがありますので御覧ください。

登録番号・県税コード・連番を印字

- 注 1 年度及び日付は固定値
2 {} 内の数字は文字数
3 () 内の数字はレコード仕様書(資料 4)の項番数字

自動車税減免決定通知書〈圧着はがき式〉印字仕様（令和 9 年度版）

片	項目	番号	編集方法
A面	郵便番号	9	そのまま印字
	取扱局	2	そのまま印字
	料金支払区分	3	そのまま印字
	住所 1 行目	10	そのまま印字
	住所 2 行目	11	そのまま印字
	住所 3 行目	12	そのまま印字
	氏名 1 行目	13	そのまま印字
	氏名 2 行目	14	そのまま印字
	カスタマーバーコード	40	バーコードに変換して印字
	事務所名	33	そのまま印字
	郵便番号	34	そのまま印字
	住所	36	そのまま印字
	電話番号	38	そのまま印字
B面	発付年月日(年)		「9」を固定印字，毎年変更あり。
	発付年月日(月)		「5」を固定印字，毎年変更あり。
	発付年月日(日)		「 」を固定印字，毎年変更あり。
	住所 1 行目	10	そのまま印字
	住所 2 行目	11	そのまま印字
	住所 3 行目	12	そのまま印字
	氏名 1 行目	13	そのまま印字
	氏名 2 行目	14	そのまま印字
	登録番号	15	そのまま印字
	整理番号	27	そのまま印字
	当初の税額	30	そのまま印字
	減免する税額	31	そのまま印字
B面 (納税証明書)	登録番号	20	そのまま印字
	車台番号	42	そのまま印字
	発付年月日(年)		「9」を固定印字，毎年変更あり。
	発付年月日(月)		「5」を固定印字，毎年変更あり。
	発付年月日(日)		「 」を固定印字，毎年変更あり。
	事務所名	33	そのまま印字

令和 9 年度 自動車税減免決定通知書〈圧着はがき式〉の作成業務日程

処 理	年 月 日
プリント用データの業者渡し日	令和 9 年 4 月 19 日 (月) 予定
減免決定通知書納品日	令和 9 年 4 月 26 日 (月) 予定

令和10年度 自動車税減免決定通知書〈圧着はがき式〉の作成業務日程

処 理	年 月 日
プリント用データの業者渡し日	令和 10 年 4 月 17 日 (月) 予定
減免決定通知書納品日	令和 10 年 4 月 24 日 (月) 予定

(注)

- 1 プリント用データの業者受渡し予定時間は、後日調整する。
- 2 未使用の減免決定通知書用紙等の返却物は、上記の減免決定通知書納品日に税務課システム分室（農林庁舎 4 階）に納品する。

別 表

作成予定数量一覧

帳 票 名	数 量
減免決定通知書用紙	32,000